

仕 様 書（車両撤去処分）

右京区役所地域力推進室

（担当：福島、泰良 電話：075-861-1772）

件 名	車両の撤去及び処分
契約条件	1 目的 所有者死亡に伴い長期間放置されている車両（以下「対象車両」という。）について、適正かつ迅速に現地からの撤去、ナンバー抹消手続き及びスクラップ（解体）処分を実施するもの。 2 対象車両の情報及び設置場所 （１）台数 1 台 （２）車種 普通乗用車（ホンダ フリード） ※ 令和 7 年 1 0 月以降走行歴がなく、自走不可の状態 ※ 車検証あり（有効期限切れ） （３）保管場所（現所在地） 右京警察署駐車場 〔 〒616-8162 京都市右京区太秦蜂岡町 31 〕 3 業務内容 （１）現地からの撤去及び移動 上記 2（２）において保管されている対象車両を、レッカー車や積載車等を用いて、安全に搬出・移動すること。 なお、搬出時においては、保管場所の設備や周囲に駐車中の車両等へ損傷を与えないよう、細心の注意のもとで作業を行うこと。 （２）ナンバープレートの抹消手続 車両の移動後、関係運輸支局等において標板（ナンバープレート）の返納や税止めなど然るべき手続を速やかに行い、手続完了後、速やかに発注者へそれら手続の控え（又は写し）に該当する者を提出すること。 なお、抹消の種類については職権抹消を待つとして良い。 （３）車両のスクラップ処理 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づき、適正に引取・解体（スクラップ）を行うとともに、処理後は速やかに「解体証

	明書」又はその写しを提出すること。 4 履行期間 契約締結日から令和８年１２月２８日までとする。 ただし、可能な限り早期の履行を行うこと。 5 安全管理及び損害賠償 受注者は、作業の実施にあたり関係法令を遵守し、作業員及び第三者の安全確保に努めること。 また、作業時に受注者の過失により施設や第三者に損害を与えた場合、受注者の責任においてこれを補償するものとする。 6 その他 本仕様書に疑義が生じた場合は、協議の上、本市の指示に従うこと。
--	---